

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 05月 27日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県富士市比奈798番地

氏名 日本製紙株式会社 富士工場

執行役員工場長 山邊 義貞

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0545 - 33 - 1216

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本製紙株式会社 富士工場 鈴川エネルギーセンター		
事業場の所在地	静岡県	富士市	今井四丁目1番1号
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	電気業
② 事業の規模	電力売上高 139億円
③ 従業員数	28名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	図1参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	燃え殻	9,968.360 t
	焼却灰	2,764.380 t
	汚泥（泥状のもの）	1,902.480 t
	廃油	0.190 t
	廃プラスチック類	2.120 t
	紙くず	0.145 t
	木くず	214.965 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.100 t
	蛍光灯	0.010 t
	廃電池類	0.030 t
	（これまでに実施した取組） ・分別の徹底による廃プラスチック類、紙くず等の処理委託量の低減。	
②目標	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	燃え殻	10,965.196 t
	焼却灰	3,040.818 t
	汚泥（泥状のもの）	2,092.728 t

②計画	廃油	0.150 t
	廃プラスチック類	2.000 t
	紙くず	0.150 t
	木くず	236.462 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.100 t
	蛍光灯	0.010 t
	廃電池類	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・燃料使用量増であるが、燃焼効率向上に取り組み、廃棄物発生量の抑制に努める。 ・自ら行う中間処理(汚泥脱水)による汚泥の低減に努める。 	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油、廃ウエス、廃プラスチック類、紙くず類、ガラス・陶磁器くず、金属くずに区分している。 廃油、金属くずは一部有価処分とし、廃棄量削減に努めている。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物分別について事業所内で更なる意識向上を計り、最終処分量を低減していく。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組) 汚泥水分の脱水による減量を継続していく。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の種類	【前年度（令和 5 年度）実績】				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
燃え殻	9,719.890	248.470	0.000	0.000	9,968.360
焼却灰	2,615.850	148.530	0.000	0.000	2,764.380
汚泥（泥状のもの）	188.070	1,275.580	0.000	0.000	1,463.650
廃油	0.000	0.190	0.000	0.000	0.190
廃プラスチック類	0.000	2.120	0.000	0.000	2.120
紙くず	0.000	0.145	0.000	0.000	0.145
木くず	0.000	214.965	0.000	0.000	214.965
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000	0.100	0.000	0.000	0.100
蛍光灯	0.000	0.010	0.000	0.000	0.010
廃電池類	0.000	0.030	0.000	0.000	0.030
(これまでに実施した取組) ・産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連法令、その他の規制を遵守すると共に行政の環境施策に協力する。 ・産業廃棄物を処理業者へ委託するにあたり、収集運搬から最終処分に至るまで確認し、的確に管理する。 ・構内の産業廃棄物分別により再資源化を推進する。					

①現状

産業廃棄物の種類	【目標】				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
燃え殻	10,691.879	273.317	0.000	0.000	10,965.196
焼却灰	2,877.435	163.383	0.000	0.000	3,040.818
汚泥（泥状のもの）	206.877	1,885.851	0.000	0.000	2,092.728
廃油	0.000	0.150	0.000	0.000	0.150
廃プラスチック類	0.000	2.000	0.000	0.000	2.000
紙くず	0.000	0.150	0.000	0.000	0.150
木くず	0.000	236.462	0.000	0.000	236.462
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000	0.100	0.000	0.000	0.100
蛍光灯	0.000	0.010	0.000	0.000	0.010
廃電池類	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
(今後実施する予定の取組) ・ 優良認定業者への処理委託を進めていく。 ・ 分別による再資源化を更に推進していく。					
※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

図 1

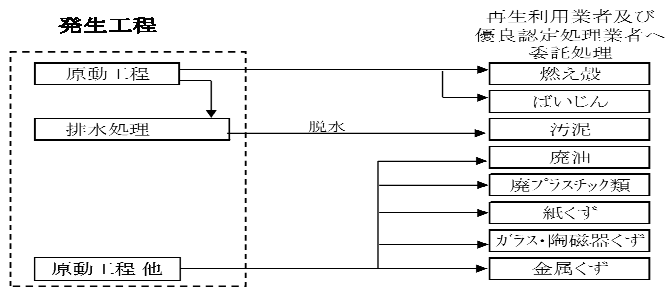


図 2

